

議案第61号

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改	正	後	改	正	前
附 則			附 則		
1～3 略			1～3 略		
4 <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u>			4 <u>当分の間、第2条第1項及び雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第17条の規定にかかわらず、これらの規定に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察</u>		
警部補・巡査部長		1人			
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）		2人			
5 当分の間、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に掲げる一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察					

官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。